

基本計画見直し方針

計画の見直しは基本的に以下の3つの事項に限定し、「計画前期総括」及び「町民意識調査等による各種評価指標」を参考に実施することとする。

1. 町政を取り巻く社会情勢の変化に関する事項

第6次総合計画策定時（令和2年）に予測が困難であった以下の3項目を基本に、基本計画の見直しが必要か検討する。なお、(1)感染症による影響のように、多くの基本施策に影響する変化については、主たる施策のみの見直しとし、他は実施計画への掲載により対応することとする。

(1) 感染症による影響

2020年に中国で初めて報告された新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止策として、マスクの着用、外出制限、社会的距離の確保、ワクチンの接種などが行われ、人々の生活様式や働き方に大きな変化をもたらした。

新型コロナウイルス感染症は、本年5月に季節性インフルエンザと同等の扱いとなり、各種制限の緩和が行われたところだが、基本的な感染対策や、ワクチン接種は継続される。また、新たな感染症が発生した際の対策などの検討も必要である。

(2) デジタル技術の進化

デジタル技術は飛躍的に進化を遂げており、キャッシュレス決済、オンライン教育、リモートワークなどが生活の一部として普及し、社会に変化をもたらしている。

国は、デジタル技術が地方の社会課題の解決や魅力の向上を図るものと捉え「デジタル田園都市国家構想」を打ち出し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すこととしている。

(3) 気候変動や環境への対応

気候変動の影響が顕著になる中、環境保護と持続可能性への関心が高まっている。ゼロカーボンの取り組みや企業における環境への配慮が強化され、再生可能エネルギーへの投資が進んでいる。

2. 町長公約との整合性を図る事項

大塩町長第1期公約として、3つの将来像と9つの目標等が掲げられたことから、以下を基本に、基本計画の見直しが必要か検討する。

(1) 公約事業の取扱い

公約事業については、毎年更新される実施計画に掲載することを基本とするが、社会情勢等の変化により掲げられた目標等については、基本計画の見直しが必要か検討する。

3. その他考慮すべき事項

(1) 町民に誤解を与える内容

事業の完了などでは無く、継続事業の廃止や計画等の変更により、記載内容に矛盾が生じる項目については、町民に誤解を与える可能性があるため、変更を行う。

(2) 社会情勢等の変化による表現の配慮等

社会情勢等の変化により、記載する文言の表現に配慮が必要なものや、新たに世間に浸透した表現で追記が必要なものについて変更を行う。

(3) 個別計画等の更新

計画期間を更新したもの、新たに策定したものなどについて変更を行う。

(4) 最終年度（令和9年度）目標値の修正

目標値は基本構想実現のための評価指標であり、各施策の達成状況等を把握するために用いるものであることから、前期において減少が続いている項目や既に目標値を達成した項目等についての目標値の修正は行わない。

(5) まち・ひと・しごと創生総合戦略との連動

令和4年12月、国は「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和5年度から5カ年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定した。

白老町における第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略については、令和6年度までの計画となっていることから、抜本的な改訂については、令和6年度中に実施する。

※上記に該当しない文言や記載内容の追加、文章表現の修正などは、見直しの対象としない。